

第8回

定 時 総 会



ごあいさつ

公益社団法人 徳島県宅地建物取引業協会 会長

清水 哲也

本日は第8回定時総会ということのご案内をさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の収束がまだまだ見えない中での開催となりました。

当初、開催の延期も検討はいたしました。徳島県においては2月に1名、3月に2名、4月に2名、計5名から本日まで感染者数の増加が見られず、むしろ、先延ばしにする方が感染リスクが高くなるのではないかと意見が多く聞かれ、本日の開催とさせていただいたということがございます。

この点につきまして、先ずもって、ご理解を賜りたいと思います。

さて、世界中の人々に、これまで経験したことのない最大の恐怖を与え続けている新型コロナウイルスとの戦いとともにも幕を開けた2020年ではありますが、我々不動産業界におきましては4月1日から契約のルールが大きく変わりました。

その最たるものは、賃貸契約における連帯保証人の扱いや退去時の原状回復、更には敷金などに関するものでありますが、その取り扱いには十分な注意が必要になっています。

一方、売買では、瑕疵担保責任、債務不履行による損害賠償、契約解除などの項目が改正されております。

これら改正点につきましては、本部研修会も開催したところではありますが、今後ともあらゆる機会を通じてその周知徹底を図り、会員一人ひとりが専門家としての正しい知識を修得し、消費者から信頼の得られる業界にしていくための努力が必要であると思っております。

その他、令和元年度実施事業の詳細につきましては、後刻、事業報告の中で説明をさせていただきます。それを踏まえての令和2年度事業計画につきましても、ご提案をさせていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染症は政治経済から日常生活まであらゆるところにその影響は及び、不動産市場にも大きな脅威を与えております。

また、緊急事態宣言が解除になったとは言え、決して終息を意味するものではなく、第2波、第3波への備えはしっかりとしなければなりませんし、長期戦を覚悟した上での戦略を考えていく必要があります。

いずれにいたしましても、これからは、このウイルスと闘いながらの生活と仕事が続く訳ですが、前例のないことでありますので、過去に学ぶことはできず、今こそ、人間の知恵と能力が試される時ではないかと思っております。

こうした「新しい日常の創造」という全世界の人間に与えられた大きなテーマ、難題を抱えながらの令和2年度、取り組むべき課題は多く、その課題解決のために最大限の努力が必要であることは十分承知をいたしておりますが、何と申しましても、会員の皆様方のご協力なくしては到底叶うものではありません。

皆様方の一層のご協力を心からお願い申し上げます。

この後、令和元年度の事業報告、令和2年度の事業計画並びに収支予算の報告と令和元年度の収支決算、役員選任のご承認を賜るべく提案をさせていただきます。

慎重審議を賜りまして、本総会が実り多いものとなりますことを切望する次第でございます。

最後になりましたが、この2年間皆様方の温かいご支援とご協力のお蔭をもちまして私をはじめとする役員が大過なくその責務を果たすことができましたことに心から感謝申し上げますとともに、徳島宅建協会の発展を心より祈念申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。